

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利根川自転車道線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>行田市大字下中条字上元屋敷一六二二番一地先から 同市大字酒巻字堤外二〇八三番二地先まで</p>	<p>行田市大字下中条字上元屋敷一六二二番一地先から 同市大字酒巻字堤外二〇八三番二地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>三・五〇〇 一三・九〇</p>	<p>三・二〇〇 五・七〇</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一七五三・四〇</p>	<p>一八一四・〇〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>国の首都圏氾濫区域堤防強化対策工事に伴う迂回路設定</p>			<p>備 考</p>